

濃厚接触者のフォローの見直し

和歌山県

2022.7.22

いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、健康観察だけでなく、感染した場合に重症化リスクの高い方との接触や高齢者・障害者施設や医療機関への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること

待機期間（原則）

※医療従事者、介護施設・障害施設等の従事者は原則、待機期間の短縮は適応せず、5日間待機。

なお、原則5日間の待機期間の場合においても、6日目の出勤前には抗原定性キットで陰性を確認することが望ましい。

最終曝露

5日間



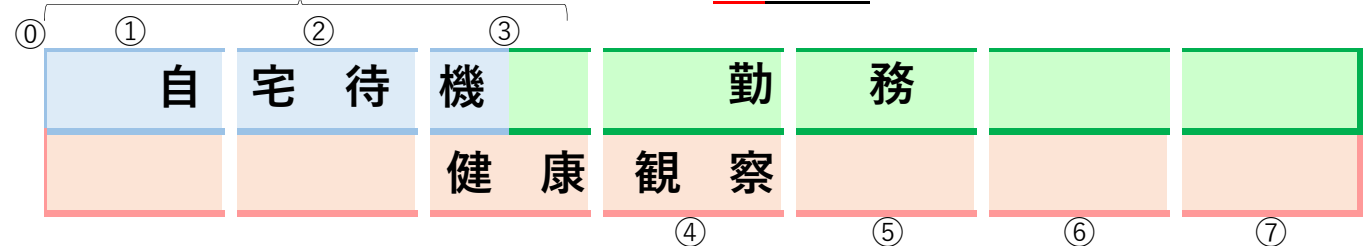
待機期間（短縮）

最終曝露

※2日目、3日目
抗原定性(-)

3日間

3日目に解除可能



注) 医療従事者等

医療従事者、介護施設・障害施設等の従事者

注) 感染者が急増している地域、あるいはクラスターが発生している施設において医療・介護等にかかる提供体制を確保するのが困難な状況である場合。また、医療機関や介護施設・障害施設等において、待機期間の早期解除を講じても、応援職員が確保できず、医療・介護にかかる提供体制の維持が困難である等の場合に適用。

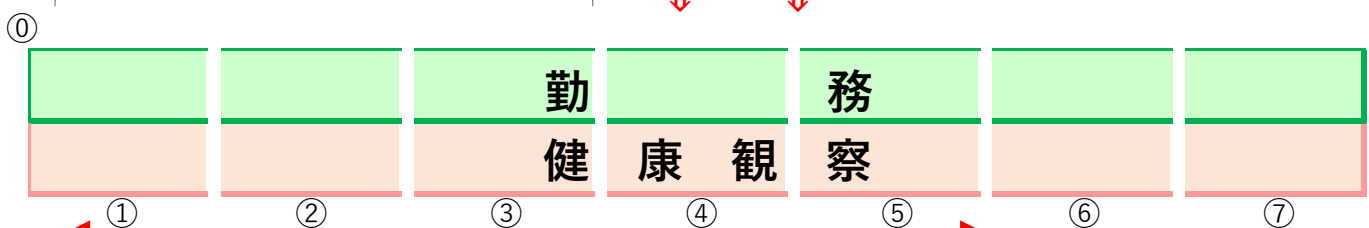
最終曝露

3日間

毎日業務前に
PCR検査(-)または
抗原定量(-)※

※4日目、5日目
抗原定性(-)

※ PCR検査が望ましいが、
やむを得ない場合は、
抗原定性キットによる
検査も可

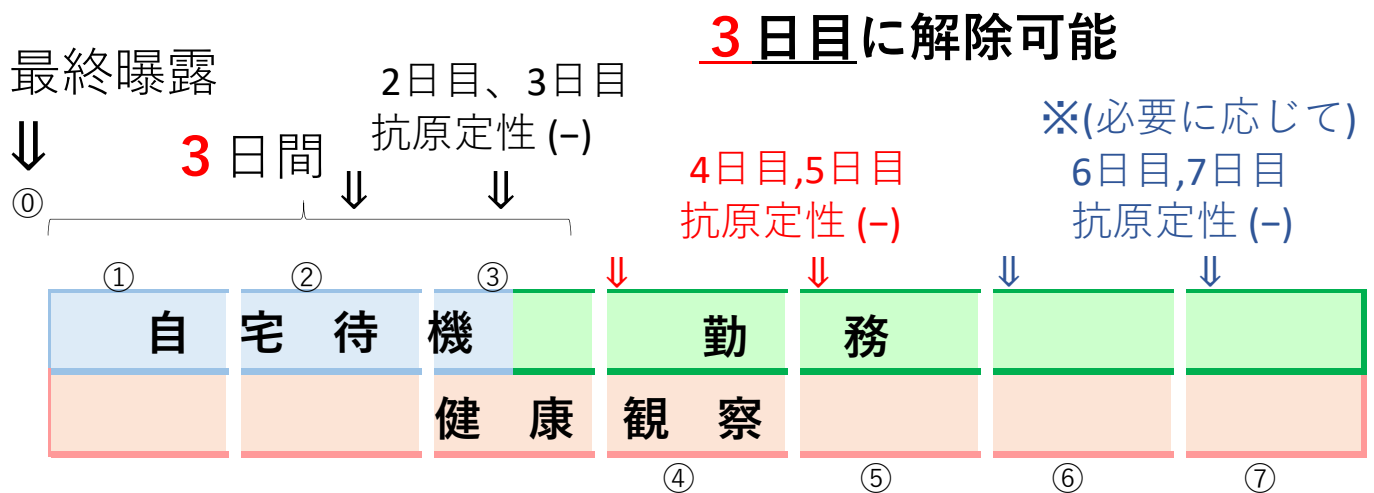


5日目まで、毎日業務前に検査で陰性を確認

感染者が急増している当面の間の対応として、医療機関内で陽性者・濃厚接触者が複数発生するなど、医療提供体制の維持が困難であると医療機関が判断した場合、医療機関の責任において、下記のとおり待機期間の短縮を可能とする。

ただし、医療従事者が2, 3日目の陰性確認をもって待機期間を短縮した場合、4, 5日目においても抗原定性キットを用いて陰性を確認し、勤務することとする。この対応は医療機関に限り可能とし、院内感染対策を十分行うこと。

【医療従事者】待機期間（短縮）



※軽微な症状であれば、抗原検査が陰性になる場合があるため、必要に応じて、6日目以降においても、抗原定性キットで陰性を確認しながら勤務すること。